

△第一号議案及び第五十号議案に対する賛成討論並びに第十五号議案の修正案及び第六十七号議案の修正案に対する反対討論

◆四十二番（高木真理議員） 民主党・無所属の会を代表し、以下討論いたします。

予算関連議案として、第一号議案「平成二十六年度埼玉県一般会計予算」は賛成、第十五号議案「平成二十六年度埼玉県病院事業会計予算」は修正案に対して反対、第六十七号議案「平成二十五年度埼玉県病院事業会計補正予算（第二号）」は修正案に対して反対の立場から、また、条例議案として第五十号議案「埼玉県道路公社の狭山環状有料道路及び皆野寄居有料道路の料金の変更の同意について」は賛成の立場から討論いたします。

まず、第一号議案についてですが、来年度予算の一般会計は、対前年度比三・二パーセント増、歳入の中心である県税についても百二十二億円、一・九パーセント増となり、景気回復の兆しを背景に積極予算となっています。しかしながら、社会保障関連経費の増大などにより、埼玉県の財政は依然厳しい状況に置かれており、政策の選択と集中、また効率的な行政運営が強く求められています。

そのような中、今回の予算案では、「通商産業政策の地方分権化」の推進が掲げられており、大いに期待できます。県内の先端産業分野における意欲的な企業を、国の政策を待つことなく積極的に支援し、県内経済活性化、雇用の拡大等につなげていくことは非常に意義あることと考えます。ハラル化粧品市場への参入支援など、今までにない発想による県内企業の輸出支援策も注目に値します。

知事の掲げる三大プロジェクトについては、本格的な取組の三年目に入り、成果の集大成をまとめる事業展開が期待されます。特にウーマノミクスは、女性のみ課題ではなく、男性を含めた結婚、出産、子育て、仕事の環境整備につながる複合的な課題であることを踏まえ、取り組まれることを期待します。

また、来年度の事業全体では、5か年計画の十二の戦略に掲げられる事業を中心にバランスがとれたものとなっており、評価するところです。来る超少子高齢社会に備え、県有資産のマネジメント計画策定に着手する予算が盛り込まれたことも評価します。

一方で、県の裁量が及ばない範囲とはいえ、臨時財政対策債の増加が続き、借金の

ための借金の域に入ってしまったことは非常に憂慮すべき事態です。また、かつてないほどの雪害を経験した今、東日本大震災の教訓と併せて、自然災害に対するできる限りの想定をし、いざというときの迅速かつ適切な対応ができるよう、対策の強化を求めたいと思います。

次に、第十五号議案の修正案と第六十七号議案の修正案は、関連がありますので、いずれも反対の立場から一括して討論します。

これらの修正案ですが、まず、福祉保健医療委員会で第六十七号議案の修正案が出され、病院局の補正予算から小児医療センター新病院の建設費を削る修正となりました。第十五号議案は、その修正案成立に伴い、来年度の病院局予算から小児医療センター新病院建設費の補正による増額分を削る修正が行われたものです。

しかし、そもそも第六十七号議案の四日間にわたる委員会審査の中で、小児医療センター新病院の建設費を削るに至るような法的瑕疵は確認されませんでした。

まず、入札の不落についてですが、これは東日本大震災の復興需要に二〇二〇年東京オリンピックの建設需要が加わる中、資材と建設従事者のひっ迫による価格高騰が原因であって、そこまでの高騰を予見していなかった昨年二月定例会で決めた予算では、契約が成立しないのは致し方なく、執行部の瑕疵ではありません。

そこで、工事費の増が必要となってくるわけですが、確かに二度目の入札を予算内で執行するため、一部の工事を別途発注としたことについては、一連の経緯について、議会に対してしかるべき段階でもう少し説明してほしいと思います。しかし、急速に建設物価が高騰している中であるため、全体額の増を議会に補正予算で通してからでは、より高い金額での契約とならざるを得なかったため、ルール上、問題ない範囲で予定の金額で行えない工事を今回の補正予算で追加補正したものであって、何ら問題ないと考えます。

また、修正案提出者は、金額が大きな不落随契がこれまで過去に例がないとして疑問視していましたが、むしろ総務省と国交省が、昨今の入札における不落が相次ぐ事態を受け、契約効率化のために不落随契を勧める通達を出しているほどであり、問題ありません。また、委員会後の調査では、ほかにも不落随契の事例があることも予算委員会で明らかにされたところです。

さらに、二度目の入札が不落随契に持ち込まれた際に、一方で工事内容の変更について、患者さんへの相談など検討が行われていたことを修正案賛成者は問題にしているようですが、これも全く法的問題には値しません。地方自治法施行令第六十七條

の二第二項の規定は、入札開始時と不落随契に移行してからの予定価格その他の条件を変更できないとしているのであって、今回二度目の入札に当たり、入札開始時と不落随契による契約の間に一切の変更はなく、問題ありません。契約成立後に生じる変更については、改めて契約変更を両者で結ぶことになるに過ぎず、認められた予算内であれば、企業会計である病院局にあっては、この契約変更すら議会への法的な報告義務はないほどです。

以上のように決定的な瑕疵がないにもかかわらず、両修正案は、小児医療センター新病院の工事を事実上止める内容で、県民に以下のような多大な損害を与えます。

新病院の完成が遅れ、何より、より多く救えることになるはずの命が救えなくなること。資材、労務費等建設物価が急上昇している現状の中なので、工事を中断することに伴うコスト増が大きいこと。また、追加発注が必要な工事の入札が遅れることになり、遅れるほどに高い金額での契約とならざるを得ないこと。つまり、これら的大幅なコスト増となり、不要な県民負担を強いることになること。耐震性の不足した現病院に埼玉県耐震改修促進計画で定めた平成二十七年度末以降も入院患者をとどめることになり、安全性確保が遅れること。隣接するさいたま赤十字病院との工期が合わなくなることに伴い、余分な工事の追加費用が発生すること。また、小児医療センター完成の遅れに伴う損害がさいたま赤十字病院に生じた場合には賠償の可能性もあること。そして、このように多大なマイナスの影響を与える内容でありながら、予算委員会での修正案に対する質疑では、修正案提出者はこの影響額について正面から答えることができませんでした。影響額も把握していない、新病院を最終的に建設していくことの道筋も考えていない両修正案には賛成できません。

今回の委員会における両修正案成立の報道を受けて、県民からも、病院は早くつくってほしいとの多くの声も寄せられています。法的問題のない契約について、議会への説明不足を振りかざして病院建設を止める手法に、県民の賛同は得られません。

よって、第六十七号議案、第十五号議案の修正案には反対いたします。

最後に、第五十号議案「埼玉県道路公社の狭山環状有料道路及び皆野寄居有料道路の料金の変更の同意について」、賛成の立場から討論します。

本議案は、今般の消費税増税に伴う料金改定なので賛成といたします。ただし、狭山環状有料道路については、当該道路が有料であるために利用を避ける車両が多く、生活道路に進入する事態が深刻で、通学路の安全も脅かしている現状に鑑み、地元狭山市からの無料化の要望にも御配慮いただきますよう、一言お願いをさせていただきます。

賛成討論といたします。(拍手起こる)

-----